平成 27 年度事業実施要領の改定の方向性について(案)

資料3-3-4中で国内対応の方向性(叩き台)を「事業実施要領上で対応することとしてはどうか」とした、「論点6. ISOドラフトの規定のうち、事業実施要領上に記載せず、運用上の工夫として行っている事項について、敢えて事業実施要領上で規定をすべきか?」に関して、以下のとおり、平成27年度事業実施要領の改定による対応可能性を検討する。

(1) 国内対応の方向性に関する論点(資料3-2-5の再掲)

論点 6. ISOドラフトの規定のうち、事業実施要領上に記載せず、運用上の工夫として行っている事項について、敢えて事業実施要領上で規定をすべきか?

(2) 国内対応の方向性(叩き台)(資料3-2-5の再掲)

国内ETVがISO-ETVに準拠していると主張する際、何らかの根拠文書の提示を求められる可能性があるため、事業実施要領上で規定することとしてはどうか。

(3) ISOドラフト(→資料3-2-2)の該当箇所とH27事業実施要領での対応方針(案)

次糾222		
資料 3-3-2 の該当箇所	ドラフト規定概要	H27 事業実施要領における対応方針 (案)
p. 12, 5. 4. 1	b) 実証試験結果報告書	「第9章 実証試験結果報告書の作成」において、実証
実証試験結	は、実証申請者による	申請者による確認プロセスを明記する。
果報告書	レビューとコメントを	
	受けるために、提出さ	<改定イメージ>
	れなければならない。	←数分野の実証試験要領で規定済の内容をもとに作成
	コメントは、適切であ	1. 実証機関は、 <u>実証試験結果報告書の原案を策定し、</u>
	ると考える場合、組み	記載ミス等について申請者確認を経た後、技術実証検
	込むことができる。	討会の検討・助言を踏まえ、実証試験結果報告書を取
		りまとめる。実証機関は実証運営機関に実証試験結果
		報告書を提出し、広報・普及啓発及び適正な環境保全
		効果等の表示の観点からの評価を受けた上で、環境省
		に報告し承認を得ることとする。実証試験結果報告書
		の承認に当たって、環境省は、実証機関に対し必要に
		応じ意見を述べることとする。また、実証試験結果報
		告書の作成の際には、実証試験要領に規定する実証試
		験結果報告書の内容・様式に従い、環境技術のユーザ
		ーの利便性向上に配慮するものとする。

資料3-3-2 の該当箇所	ドラフト規定概要	H27 事業実施要領における対応方針(案)
p. 12, 5. 4. 2	a) 実証試験結果報告書	・国内ETVにおいては、広報資料が左記の「実証声明
実証声明書	全体の内容を纏めた短	書」に該当する。
	い文書を作成しなけれ	・H27 事業実施要領において、「第 10 章 広報資料の
	ばならない。実証声明	作成」として、広報資料の定義・作成手続・公表につ
	書には、最低限、次の	いて追記する。
	事項を盛り込まなけれ	・広報資料の内容・様式については、既に分野別実証試
	ばならない。	験要領で規定されていることから、H27事業実施要
	• • •	領上では特に言及しないこととする。
	b) 実証声明書は、実証	
	申請者によるレビュー	<改定イメージ>
	とコメントを受けるた	第10章 広報資料の作成
	めに、提出されなけれ	1. 実証機関は、実証試験結果報告書全体の内容をまと
	ばならない。コメント	めた概要版を策定し、環境省の承認を得ることとす
	は、適切であると考え	る。この間の手続に関しては、第9章1.及び2.を
	る場合、組み込むこと	<u>準用する。</u>
	ができる。	2.環境省は、実証機関から提出された概要版を踏まえ、
p. 12、5.5 実	a) 実証声明書を公表し	環境技術や、環境技術を使った環境製品の購入・導入
証後	なればならない。	を検討中のユーザーに対し、実証された技術や関連す
		る技術分野を周知し、積極的な購入・導入を促すこと
		を目的として、年度内に実証された技術(製品)につ
		いて、その環境保全効果等を試験した結果の概要を示
		した広報資料を作成する。_
		3. 環境省は、作成した広報資料について、次章の規定
		によりウェブサイトに公開する。
	実証申請者は、ユーザ	左記の点については、現段階では事業実施要領や分野別
	ーに対し実証声明書を	実証試験要領上での規定が設けられていない。資料3-
	省略せずに使用できる	3-2でいう「論点3. ISOドラフトの規定に合わせ
	ようにするものとし、	て、実証申請の手続や様式、実証試験結果報告書と広報
	いかなる目的や使用条	資料の様式(例:押印欄等)について、事業実施要領上
	件においても実証声明	の規定を変更すべきか?」に該当し、直ちに事業実施要
	書の一部のみを使用し	領上で対応することが困難と考えられることから、28
	てはならない。	年度以降の改定に向けた継続課題とする。